

## ほくよう J-クレジット預金(令和 7 年度募集分)

(2026 年 3 月 27 日)

1. 商品名	ほくよう J-クレジット預金(令和 7 年度募集分)
2. ご利用いただける方	○法人のお客さまで、新たな資金でお預入れのお客さま ○脱炭素経営に取り組んでいる、もしくは今後取り組むことが確認できるお客さま (注)脱炭素経営への取り組みが確認できない場合、お預入れをお断りする場合がございます
(商品の特徴)	○満期時元本に応じて環境価値(J-クレジット <sup>(注.1)</sup> による排出 CO <sub>2</sub> オフセット)を付与する預金です。 ○満期時元本 5 千万円に対し、5t-CO <sub>2</sub> 分のオフセットを付与します。 (注.1)J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO <sub>2</sub> 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO <sub>2</sub> 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。ほくよう J-クレジット預金は、北海道の森林由来クレジットの活用によりカーボンオフセットを付与する預金です。
3. 環境価値の付与方法	○「お客さまが当該年度に排出した CO <sub>2</sub> 」をオフセット対象として、当行にて J-クレジット無効化処理を行い、お客さまへ無効化処理証明書を発行いたします。
4. 募集期間	○令和 8 年 3 月 27 日～令和 8 年 5 月 27 日 ○上記期間中であっても、お申込総額が予定している募集総額に達した場合は募集を終了させていただきます。
5. 募集総額	○100億円
6. 預入期間	○令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 6 月 1 日
7. お預入方法	
① お預入方法	○一括してお預入いただきます。
② お預入金額	○1 社につき 5 千万円以上、10 億円以内
③ お預入単位	○5 千万円単位
④ 通帳・証書	○どちらでも作成できます。(注)証書へは商品名の表示がありません。
8. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
9. お利息	
① 適用利率	○お預入時の店頭表示の利率(預入金額 1,000 万円以上、期間 1 年)を満期日まで適用します。
② 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。
③ 計算方法	○付利単位を 1 円、1 年を 365 日とした日割により計算します。
④ 金利情報の入手方法	○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
10. 税金	○総合課税(非課税法人の場合は非課税)。 内国法人の場合は 2016 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 22 年間のお受取に際し、15.315%(所得税および復興特別所得税 15.315%)の税金が源泉徴収されます。
11. 手数料	○ございません。

12. 預金保険	<p>○この預金は預金保険制度による保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者につき1,000 万円までの元金とその利息が保護されます。)</p>
13. 中途解約時のお取り扱い	<p>○この預金は、原則満期日前の解約が出来ませんが、当行がやむを得ないものと認めて当該預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という)はお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、お預け入れ日数に応じた利率算定方法で計算した期限前解約利率(小数第4位以下切り捨て)によって計算します。</p> <p>(1)お預け入れ日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 下記の利率算定式A及びBにより計算した利率または解約日の普通預金利率のうち最も低い利率を適用します。</p> <p>(2)お預け入れ日の1か月後の応当日以後に解約する場合 下記の利率算定式AおよびBにより計算した利率のうちいずれか低い利率を適用します。</p> <p>○満期日前に解約する場合は、環境価値(J-クレジットによる排出CO<sub>2</sub>オフセット)は付与されません。</p> <p>○満期日前に解約する場合、期限前解約利率が0%となる場合があります。</p>
算定式 A	<p>約定利率×70%</p>
算定式 B	<p>約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{お預け入れ日数})}{\text{お預け入れ日数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たにお預け入れするとした場合に適用する利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>(注)算定式Bにより計算した利率は0%を下限とします。</p>
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。</p>